

午前10時18分開議

○委員長（池亀 睦子）

- ・ 開会宣告
 - ・ まず、本日の議題の確認だが、1の調査事件にある「新しい介護予防・日常生活支援総合事業の実施（案）について」については、委員会招集後の10月11日付けで資料が配付されている。それでは、お手元に配付のとおり進めたいと思うが、これに御異議ないか。（「なし」の声あり）
 - ・ 異議がないので、そのように進めさせていただく。
 - ・ また、議題とした調査事件2件については、主に内容や今後の進め方について説明を受けるため、それぞれ理事者の出席を求めたいと思うが、よろしいか。（「はい」の声あり）
 - ・ 異議がないので、そのように進めさせていただく。
-

1 調査事件

(1) 函館市廃棄物処理施設整備基本計画の検討について

○委員長（池亀 睦子）

- ・ 議題宣告
- ・ 本件については、平成28年9月23日付けで資料が配付されている。
- ・ それでは、理事者の入室を求める。

（環境部 入室）

○委員長（池亀 睦子）

- ・ それでは、説明をお願いします。

○環境部長（湯浅 隆幸）

- ・ それでは、9月23日付けで参考資料として配付をした、第2回函館市廃棄物処理施設整備基本計画検討委員会資料について御説明をさせていただく。
- ・ 第2回の計画検討委員会だけれども、去る9月23日に開催をして、議題は4点あった。そのうち、主なポイントとなるのが2つあって、一つは、今後の施設整備予定地の選定や施設計画等の検討に当たって前提となる施設規模、処理方式等の基本事項の設定。それともう一つは、施設整備予定地選定の進め方ということである。前回の民生常任委員会でも申し上げたとおり、私どもとしては基本計画検討委員会の検討はもとより、民生常任委員会の御意見をお聞きしながら基本計画の策定を進めてまいりたいと考えているので、よろしく願います。
- ・ なお、資料については担当課長から御説明申し上げる。

○環境部新廃棄物処理システム担当課長（岡崎 広久）

- ・ 資料説明：第2回函館市廃棄物処理施設整備基本計画検討委員会提出資料について
（平成28年9月23日付 環境部調製）
- ・ なお、第3回計画検討委員会は10月24日に青森市清掃工場の調査としての開催、第4回計画検討委員会は11月下旬の開催を予定しており、会議資料については後日、参考資料配付をさせていただきたいと存じる。よろしく願います。

○委員長（池亀 睦子）

- ・ お聞きのとおりだ。ただいまの説明について、各委員から何か御発言あるか。

○斉藤 佐知子委員

- ・ 一、二点改めて確認をしたいけれども、この施設整備予定地の選定フローで、最終的には、この基本計画検討委員会ではその候補地を1カ所とかに選定するのではなく、かつ順位付けをするわけではなく、候補の場所を何カ所か挙げてもらう。それで、最終的には市で判断をするということによろしいか。

○環境部新廃棄物処理システム担当課長（岡崎 広久）

- ・ 先ほど御説明したとおり、第3次選定までで数カ所に絞り込みを行って、検討委員会としての評価調書を作成し、それに基づいて、最終的な最適候補地については市のほうで、地権者の意向だとか地域の状況等を勘案して判断するということを想定している。

○斉藤 佐知子委員

- ・ わかった。それともう一点が、今、青森市の調査に行く。調査目的は最新の処理施設を見てくるとのことだけれども、今、函館市にはないこの破碎選別処理施設、こういうのも——人口規模とかごみを燃やす量とかいろいろ違うとも思うが、その中でも青森市を選んでは、この破碎選別処理施設とかさまざまなものが含まれているのでそこにしたのか、その選定の理由を具体的に教えていただければと思う。

○環境部新廃棄物処理システム担当課長（岡崎 広久）

- ・ 青森市の清掃工場を選定した理由だが、委員おっしゃるとおり、人口規模だとかごみの処理量という部分を勘案し、なおかつ、前回の計画検討委員会では日乃出の清掃工場の状況を委員に見ていただけたけれども、平成27年から稼働している最近のごみの清掃工場というのが、いろいろな面でどういような仕様にして、また住民等に対してもどのような広報対応をしてるかということも含めて、また、函館市のほうに設置されてない破碎選別処理施設の運用の部分も参考になるということで選定をした次第である。

○斉藤 佐知子委員

- ・ わかった。

○委員長（池亀 睦子）

- ・ そのほかに、御発言ないか。

○能登谷 公委員

- ・ 今ちょっと気になったんだけど、候補地が何カ所か決まってから地権者に当たるっていうんだが、最初に候補が10カ所になったときにはまだ候補だけで、地権者には当たらないということになるんだろうか。

○環境部新廃棄物処理システム担当課長（岡崎 広久）

- ・ 能登谷委員のおっしゃるとおり、地権者に、実際に意向だとかそういった部分になるときは、第3次選定の数カ所に絞られた段階というところで意向についての打診というか、そういったものを行うことを現段階では予定をしている。

○能登谷 公委員

- ・ 数カ所って言うけれども、仮にその数カ所のところで地権者が全員断ったと、だめだということになったら、また白紙に戻るということになるのか。

○環境部新廃棄物処理システム担当課長（岡崎 広久）

- ・ 白紙に戻るといえるのか、それまでの第1次、第2次の選定の過程で、より上位の部分でその数カ所に絞るわけだけれども、いろんな条件がかなわなければ、その中からいろいろな諸条件の課題というものを踏まえながら検討していくことになるのかと思う。

○能登谷 公委員

- ・ わかった。

○委員長（池亀 睦子）

- ・ よろしいか。

○能登谷 公委員

- ・ はい。

○委員長（池亀 睦子）

- ・ それでは、市戸委員。

○市戸 ゆたか委員

- ・ 「ごみ処理施設の基本事項の設定」というところで、施設規模は1日300トンということだけれども、今の規模よりも縮小していくということであるが、この処理方式のストーカ式——これは前も説明を受けたけれども、焼却灰の処理の運用について「動向を考慮し、判断する」ということなんだが、これはさっき言った選定フローのところのどの部分で判断していくのか、今の時点でもしわかったら教えていただきたいと思う。

○環境部新廃棄物処理システム担当課長（岡崎 広久）

- ・ 処理方式に関連しての、焼却灰の運用の部分なんだけれども、技術検討委員会のほうでストーカ式と定めたときに、出てくる焼却灰について、埋立処分のほかにセメント資源化という資源化の方法があると。その部分について、両論といえるのか、ここに書いているようにその状況を見て判断することになっているので、これは実際に施設ができて運用する際の部分になる。フローで示しているのは、あくまでもこれは施設整備予定地の選定フローということなので、この中での議論ということではなくて、実際に施設を運用する中で、その段階でのごみの減量化・資源化の状況、あるいは処分場の残余容量の状況を見ながら、セメント資源化のほうにシフトするのかどうかということが運用の判断になるものと考えている。

○市戸 ゆたか委員

- ・ わかった。このごみ処理施設について選定地を探していくと思うけれども、合併した4町村の処理施設というのはどういうふうにならっていくのか、そこをちょっと確認しておきたいと思う。

○環境部環境総務課長（細越 清朗）

- ・ 合併した4町村の施設の関係だけれども、平成16年に合併をしたときに、焼却施設——その当時、恵山地区の焼却施設は稼働してたので、それについては休止をして函館市のほうで一体的に処理をす

るということで、今現在とまってる状況にある。その他、埋立処分場——南茅部、恵山それぞれある。これについては、地域住民の方が持ち込みされるごみの処理ということで受け付けをしているので、現在は埋立処分地を利用しているという状況だ。今回、この新たな施設の部分については、検討の中で現在ある4支所管内の施設について新たに稼働させるとかということは、現段階では想定をしていないところである。

○市戸 ゆたか委員

- ・ 南茅部と恵山に埋立処分地があると。あと、焼却は全て函館のほうに持ってくると。わかった。以上で終わる。あとまた、後ほどいろいろ報告してほしい。

○委員長（池亀 睦子）

- ・ ほかに、御発言ないか。（「なし」の声あり）
- ・ それでは、発言を終結する。
- ・ 理事者におかれては、本日の質疑を通して、今後の対応を進めていただきたいと思う。
- ・ 理事者は退室願う。

（環境部 退室）

○委員長（池亀 睦子）

- ・ 議題終結宣告

(2) 新しい介護予防・日常生活支援総合事業の実施（案）について

○委員長（池亀 睦子）

- ・ 議題宣告
- ・ それでは、理事者の入室を求める。

（保健福祉部 入室）

○委員長（池亀 睦子）

- ・ それでは、説明をお願いします。

○保健福祉部長（藤田 秀樹）

- ・ 本市においては、平成29年4月より新しい介護予防・日常生活支援総合事業——いわゆる新しい総合事業だが——これの実施を予定している。今般、皆様にお配りをしている資料のとおり、実施（案）について取りまとめたので、担当課長より説明させていただく。よろしくお願いします。

○保健福祉部高齢福祉課長（佐藤 進二）

- ・ 資料説明：新しい介護予防・日常生活支援総合事業の実施（案）について

（平成28年10月11日付 保健福祉部調製）

○委員長（池亀 睦子）

- ・ お聞きのとおりだ。ただいまの説明について、各委員から何か御発言あるか。

○斉藤 佐知子委員

- ・ 何かもう、国からこういうふうにやれって言われて、もちろんやらざるを得ないというところもあるけれども、なかなか複雑で、1回聞いただけじゃ私も理解が難しいところなので、質問がちょっと

あちこちに飛ぶかもしれないけれども、お聞きをしたいと思っている。

- ・ 地域包括支援センターが大きな役割を果たすと思うが、今、函館で何カ所かふやしたというのもあるけれども、この新しい総合事業になることで包括支援センターの仕事量というのか、そういうのがふえていく可能性っていうか、そういうあたりはどうなのか。

○保健福祉部高齢福祉課長（佐藤 進二）

- ・ 基本的には変わらないとは思ってるが、例えばこのケアマネジメントをやる際に、改めてと言ったらあれなんだが、介護保険そもそもの根幹にかかわる部分で、自立支援、あと自助というのか、自分で体をケアするだとか、あと介護予防だとか、そういったようなことをちゃんと念頭に置いて、その方にふさわしいサービス、ここを提供していただきたいということで考えている。改めて、地域の資源だとか——包括支援センターは一定程度押さえてはいるけれども——そういったようなことも頭に入れてケアマネジメントをしていくということで、若干忙しく——その制度の理解という意味では、ちょっと忙しくなるかなとは思っている。

○斉藤 佐知子委員

- ・ わかった。それから、資料7ページの「地域リハビリテーション活動支援事業」というところで、専門職の理学療法士とか作業療法士の、直接関与ではないにしても、そのあたりの介護予防の機能強化を図るのも平成29年4月からしていきたいということで、函館市に現在、市の職員としても理学療法士の方とか作業療法士の方もいるが、そのあたりを、さらに人をふやして強化をしていくとか、その辺のお考えはどのようになっているのか、お聞きしたいと思う。

○保健福祉部高齢福祉課長（佐藤 進二）

- ・ この対応に関してだけでも、市内にもこの——三士会というのか、それぞれの団体があって、そのことの連携協力を図っていきたいということで考えている。実際には、今、いろんなところにいらっしゃる——病院だとか、介護事業所だとか——そういった方々というのか——に直接お願いをしていて、派遣していただくということで考えている。ただ実際、例えば業務を委託するにしても、実際に勤務なさってる病院だとか、そういったところの了解もいただくことにはなるので、ちょっとその仕組みづくりに関しては時間がかかるとは思うけれども、平成29年度中には実施したいということで考えている。市の職員をふやすということは、今のところ考えていない。

○斉藤 佐知子委員

- ・ わかった。それから、この訪問型のサービスだとか通所型のサービスが、今までは月額 of 包括報酬だったのを単価報酬に変えたっていうそのあたりは、国から単価報酬にしろということなのか、市独自の判断として単価報酬にしていこうってお考えになったのかをお聞きしたい。

○保健福祉部高齢福祉課長（佐藤 進二）

- ・ 国においてはどちらでもいいと、地域の判断ということにしている。ただ、一方では、効率的な支援というのか、費用をできるだけ節約したいという気持ちも私たちある。やっぱり1回幾らというほうが理にかなってるんだろうなと。実際、要介護のサービスに関しては1回幾らとなってるんだが、要支援はこういった月額となっている。そういった意味で効率化が図られるということで考えている。

○斉藤 佐知子委員

- ・ わかった。それで、2 ページに「本市の新しい総合事業の実施方針」というのがある。もともとは
というか、御存じのとおり、医療と介護を離して介護の社会化を図ろうっていうことで、この介護保
険事業が始まったと思う。そういう中で、今この市の実施方針の2 番として、介護職員に限定しない
で地域住民とか、高齢者も支える側に加わっていく状態——私、元気な高齢者の方がそういうこと
にかかわっていくというのは、それはそれでいいことだって思ってる。思ってるけれども、家族の人
たちに自分たちでできることを——介護の社会化で始まったはずなのに、何か自助、自助っていうこ
とに、家族の中でできるだけのことを家族の中でやりなさいという方向になってるのかなと、私はちょ
っと心配してるところがある。そういう意味では、この市の実施方針は、元気な高齢者にぜひかかわ
ってほしいというのはいいんだけど、できるだけそんな——家族の中で、自分たちでやってちょ
うだいというふうにはならないで、きっちりとそのあたりは踏まえて、ぜひ進めていただきたいとい
うのが私の願いで、終わる。

○委員長（池亀 睦子）

- ・ そのほかに、御発言ないか。

○松宮 健治委員

- ・ 1 ページ目の基本的な考え方、そもそもの話だけれども、今、斉藤委員もおっしゃってたんだが、
真ん中のポツ「市町村が中心となって、地域の実情に応じて、住民等の多様な主体が参画し」と。3
つ目のポツも「住民等が参画する多様なサービス」と。ということは、住民ってこの場合、函館市民
を指してると思うが、国からこういう方針がおりてきて、国としては予算がないから地域で何とかし
てということだと思う。そういう場合、市民の力もいただいてというふうに私は理解をしているが、
例えばこの場合はボランティアなのか。ある一定の研修を受けた方々が何らかの組織に所属して参加
するのか。そこがなかなか読み取れなかったんだが、具体的にそこら辺のお考えをお聞きしたい。

○保健福祉部高齢福祉課長（佐藤 進二）

- ・ 新しい総合事業、基本的には軽度者——要支援1、2 だとかチェックリストに該当した方というこ
とで、地域で今、在宅福祉委員会だとか町会さんだとか、それぞれ大小あるにしても取り組まれてる
と思う。そういった地域での助け合いで賄える部分があるのでないかということだ。全部を地域にお
ろしてというようなことは、私どもも考えていない。ただ、そういった——昔の話をしてもあれなん
だけれども——昔はある程度、例えば地域での見守り——今もやっているけれども——そういったこ
とに取り組んでいたんでないのかということで、今もうこの時代の流れに逆らうことは難しいとは思
っているが、なるべくそういった——専門的なサービスは当然、専門職、ではあるんだが、地域でや
っていただけることがあれば、できればやっていただきたいという、そういった意識も持ってほしい
ということに取り組んでいきたいと考えている。

○松宮 健治委員

- ・ 多分、そういうことかなと思ったんだが、ただ実態としてはどうなのか。私も町会に所属して、い
ろんな活動を側面的にやっている。うちの家内もやってるから、在宅の話だとか高齢者介護の見守り
の話、いろいろ情報は入ってくるけれども、町会ではできるところとできないところがはっきりして
ると思ってる。もしこういうことを進めるのであれば、やっぱり市民部のほうとも連携をとってい

ないと、絵に描いた餅に終わってしまうかなと。市民のボランティア精神に期待してと言われるけれども、でもふたをあけてみたら、現実なかなかできない町会が多かったというのであれば、これはなかなかうまく機能していかないと思っているので、ぜひこれは検討していただきたいと。要望である。

○委員長（池亀 睦子）

- ・ ほかに、御発言ないか。

○市戸 ゆたか委員

- ・ きの一晩読み込みをしたけれども、なかなか理解できないと思っている。そもそも、この新しい総合事業の訪問、それから通所、それぞれサービスがいろいろある。函館の場合は、今回は、訪問に関しては訪問型サービスA、そして通所型についてはCと決めたが、そのそもその理由をまずお聞きしたいと思う。

○保健福祉部高齢福祉課長（佐藤 進二）

- ・ 市における、今、平成29年度から取り組んでいこうというサービスに関してだけでも、例えば2ページをお開き願いたい。上の図で、例えば訪問型サービスB、C、Dだとか、通所型のA、Bだとか、市がやらないものになるけれども、いきなり住民主体で賄っていただくとかそういったようなこと、あと、例えば訪問型サービスCということで、短期集中予防の訪問というもののだけでも、以前、2次予防で訪問型事業——今年度までやっているが、利用が極端に少ないという面もある。そういった諸々を捉えて、市として今できること、とすると、この訪問型サービスのAだとか、通所型サービスのCということで考えている。それぞれ、実施する意味合いというのも考えている。例えば通所型Cでいくと、以前の2次予防事業に似てる事業なんだけれども、実際、利用者が少ないという実態はあった。ただ、実際にサービスを受けた方に関しては、機能向上が結構図られてるというような実績もある。あと、訪問型サービスのAだけれども、家事援助のみの方を対象にしてやるサービスである。1回単価ということもあるけれども、実際、利用者に負担していただく額も今までよりは減るのかなということでも考えている。こういった意味で、言ってみれば、専門職はできれば専門職で、あるべきサービス、ここを担っていただきたいということで考えている。ということで、今、考えた事業を実施する予定である。

○市戸 ゆたか委員

- ・ それでは身体介護とか、身体介護を伴う生活援助については今までどおりのサービスになって、生活援助のみの方がA型ということなので、一定の研修をした方に、そのサービスに従事してもらうということなんだね。
- ・ 介護職員がなかなか集まらないというのはもう、全国各地どこもそうなんだけれども、じゃあ研修をしてこのサービスをしていく、そういう人材に対しては今、どういうふうに考えているのか。たくさん来てくださるかと考えているのか、それとも、もっともっとアピールしていきなきゃならないのか。どういう研修をして——函館市がやると思うけれども、その研修の費用だとか、そういうのは今のイメージとしてはどうなのか。

○保健福祉部高齢福祉課長（佐藤 進二）

- ・ この一定の研修を受けていただく方に関してである。訪問型サービスAというサービスをつくる以

上、当然、こういった担い手が必要になってくるということで考えている。これから私たち、研修を開催して募っていきたいということで考えている。国のイメージでは、こちらに従事する方っていいのか——は、元気高齢者ということで想定はしている。ただ、元気高齢者というふうに限定をする意味もまたないだろうなど。幅広い年齢の方々にこの研修を受けていただいて、実際に従事していただくということで、今、考えている。実際、ヘルパー事業所の方々から話を聞く限りでは、ヘルパーそのものも高齢化しているというようなお話も聞いている。ますます人材——今も少ないという事業所も多いとは聞いているので、こういった訪問介護事業っていいのか、それ自体の維持というのも念頭に置いて取り組んでいきたいと考えている。

○市戸 ゆたか委員

- ・ 研修は旧ヘルパー３級に準じる研修ということで、生活援助だけれども、やはり生活援助に入ったときに、高齢者のいろんな実態だとか、それから状況だとか、そういうのをきちんと把握していくと。塩分を控えめにしたほうがいい人もいるだろうし、そういうことをきちんと見極める、ある意味専門的な知識も必要だと言われてきている。そういった意味では、生活援助のみの研修——Ａのサービスをやるんだけど、その研修の内容としては国で定められているものなのか、それとも今、私が言ったように、いろんな函館市の特徴を捉えて、高齢者の見方だとか、そういうことも含めた研修をするのか、その研修の内容についてはどうなのか。

○保健福祉部高齢福祉課長（佐藤 進二）

- ・ 国のほうでは、従事していただく方は、旧ヘルパー３級程度の講習、研修を受けた方ということで想定をしている。私どもが今、考えているのが、このヘルパーの旧３級のカリキュラムを見た中で、身体介護に関しては当然、この方たちは従事できないということで考えているので、こういった講習を省いて——旧ヘルパー３級は大体５０時間程度ということになっているけれども、私ども、そういったのを除いて４０時間くらいということで今、考えている。当然、この中には、高齢者の疾病だとか体の特徴だとか、そういったようなことも含めて研修をしたいと考えている。

○委員長（池亀 睦子）

- ・ 市戸委員から、御病気の高齢者にかかわっていくわけだから、ある程度、どれくらいの専門的知識をその講習会で得ることができるのかというところをもう少し語られたほうがいいのかなと思ったけれども。そこが知りたいようなので。身体介護はやらないということだね。

○保健福祉部高齢福祉課長（佐藤 進二）

- ・ ちょっと具体的になってしまうが、カリキュラムの内容になるけれども、旧ヘルパー３級ということで、講義の内容もいろいろ定めている。福祉サービスを提供する際の基本的な考え方に関するものとか、老人・保健福祉・障がい者福祉に係る制度・サービス、社会保障制度に関する講義、訪問介護に関する講義、基礎的な介護技術に関する講義、家事援助の方法に関する講義、医学等の関連する領域の基礎的な知識に関する講義が、今、申し上げた講義の内容になっている。これらに関しては、このとおりの研修内容を予定している。あと、演習というものがある。演習の中では、こういった福祉サービスを提供する際の基本的な態度に関する演習だとか、事例の検討などに関する演習などをこの旧ヘルパー３級ということでは規定されていて、この基礎的な介護技術に関する演習の中で、身体

介護に関する部分に関しては若干省くということで考えている。

○市戸 ゆたか委員

- ・ わかった。大体、1日8時間この研修をしたら、5日間は——1週間くらいはかかるんじゃないかと思っているけれども、それもまた大変な作業になると思っている。よく聞くのが、ヘルパーさんがつくってくれた食事が、塩分制限している方で、しょっぱくて全然食べれなかったとか、そういうことを——私、今ちょっと塩分の学習もしているけれども、食事をただつくるっていうだけではなくて、そういう知識も必要かなとは私は思っている。一応、意見として述べておきたいと思う。
- ・ この費用なんだけれども、この費用は研修を受けた——何の資格というのか、修了者ということで個人が負担するとは思っているけれども、幾らくらいなのか。

○保健福祉部高齢福祉課長（佐藤 進二）

- ・ 今、受講料は取らないということで考えている。あと、いろんなところとまではいかないが、何か所からお話を聞いている限りでは、受講者もなかなか集まりにくいという実態もある。よって、そこで受講料となるとまたハードルが上がってしまうのかなということで、今は受講料は無料ということで考えている。

○市戸 ゆたか委員

- ・ わかった。これから市民への周知だとか事業者さんへの説明だとか、いろいろある。今言った内容もきっと出てくるんじゃないかと思うけれども、事業者の説明会というのはどういう形でやるのか。包括支援センターのエリア内の、そういう地域で説明会を開くのか——函館市一括ではできないと思うけれども、そこら辺の日程だとかはいつ公表するのか。

○保健福祉部高齢福祉課長（佐藤 進二）

- ・ 事業者説明会だけれども、言ってみればヘルパー事業所への説明会という形、デイサービス事業所への説明会、あとケアマネジメントをしていただくので包括支援センター、あと居宅介護事業所の説明会という形で開いていきたいと考えている。当然、人数もかなり多くなるとは思うので、なるべく競輪場のテレシアターだとか、そういったようなところで会をできればいいなと思っている。

○市戸 ゆたか委員

- ・ 市民の方もすごく、この新総合事業については心配されている。料金が幾らくらいになるんだろうか、サービスはどうなるんだろうか、どういう内容になるんだろうかということですごく心配されているので、できるだけ事業者さん、それから市民の方にわかりやすく広報していただきたいのと、できればその日時とかがわかったら私どものほうにも連絡いただきたい。そして、そういう事業者さんたちがどういう不安を持っているのか、そういうことも、私たちもきちんと把握しておいたほうがいいと思うので、そこは要望しておきたいと思う。終わる。

○能登谷 公委員

- ・ いろいろ聞いていると、早い話が弱者切り捨てでないかなと。私もずばり団塊の世代だから、私の年代でももう施設を利用してる人も実際にいるし、訪問介護を利用してる人も実際にいるわけだ。それで、やっぱりこうやっていろいろ説明を聞いていると、いわゆる訪問介護をして、生活介助したり何かして、1日1件か2件しか恐らく回らないと思う。そうすれば、1回1,000円か2,000円もらって、そ

れで週何回、月何回回たって10万円いかない。はっきり言えば、そういう人たちはもう介護員はやらないというふうになると思う。だから、介護料を上げていかなきゃなんないけれども、国としてはそういうお金を上げるわけにはいかない。それであれば町会を利用して、ボランティアでやって——ボランティアというか、そういう人たちに見てもらいたいと。

- ・ それで、介護事業所さんたちからいろいろ僕、二、三件聞いたら、みんなもう今までの要支援1・2のやつはボランティアなんだと、そういう人たちにはもうボランティアでやるしかないんだというふうにしただけで。お金をもらえないんだというふうにしてしか捉えてないというのが今、現状だと思う。やっぱりその辺を説明ちゃんとしていかなければ、本当にお金にならない——いや、変な話、起業、いわゆる起こす業をやってるわけだから、起業の視点じゃお金にならないなら行ったってしょうがないわけだから。本当にボランティアで、おばあちゃんとか、それはもう、結局その人の献身的なあれに頼らなきゃならないという形。そして最後になれば、家族に見てもらえて。でも今の現状で考えれば、家族だって今、いろんな部分の中では見れないというのが現状になってて、そして、そういういろんな施設に入れたり、利用させてもらったり、それからいろんな介護制度を利用させてもらったりしているのが現状だと思う。でも、国でやってる方針というのは逆なんだ。逆なんだよ。弱者切り捨てのような感じでやってきてるような気がしてならない。
- ・ それで、1つだけ質問——私の意見ばかりだとあれなので、1つだけ質問をちょっとしたけれども、「現在、社会福祉協議会の在宅福祉ふれあいサービス事業や、市・民間事業者による配食サービス事業などにより……」——いわゆる生活支援は実施しないということになっているけれども、例えば町会なんかで月1回、配食サービスというか——やっているよね、福祉サービス——ああいうのももうやめる。そして、いわゆる——いや、文章を見ればそういうふうに見えるんだ——それから配食サービスも実施をもうしないと。1食2食しかないから、悪いけれども配食サービスもやめるといふことなのか、その辺どうなのか。

○保健福祉部高齢福祉課長（佐藤 進二）

- ・ 委員の御指摘である、3ページの真ん中あたりの③のところだ。「その他の生活支援サービス」というものなんだけれども、総合事業として、国でこういったサービスが類型で示されている。その中で、その他の生活支援サービスということで、2ページ目でいくと、①から③まで栄養改善を目的とした配食、住民ボランティア等が行う見守り、その他ということを書いてある。この総合事業に位置づけてのサービスは実施しないと。ただ、今でも市の取り組み、社協の取り組み、既存の民間の取り組みに関しては、そのままやると——私のほうから民間のサービスとか、社協のサービスをやるやらないとはちょっと言えないけれども、そういったサービスが今、現状でもあるので、改めてこの総合事業としてのサービスとしては提供しないという意味合いである。

○能登谷 公委員

- ・ そういうふうに言わなきゃ、このままの文章でいけば、ここだけ見たらそういうふうになってしまう。新しいサービスをつくっていかなくちゃだめなんだって思っちゃう。だから今、現状、いわゆる既存のやつはそのままでもいいということで理解していいんだね。（「そうだ」と佐藤高齢福祉課長）わかった。そういうふうに言えば「なるほどな」って。私、理解できないものだから、文章——やっぱり何かの

記事じゃないけれども、100言ったうちの1しか書かなきゃこういうふうになる。だから、本当に、できないよというふうになっちゃうから、その辺やっぱり、さっき言ったように、いろんなことで説明して歩かなきゃ大変だと思う。

- ・ それと、マンパワーの件だけれども、どうなんだろう。さっき言った講習会をやったり、講習会を無料にしたり何したり。今時点でも介護職員が集まらなくて、例えば施設閉鎖というところも出てきてる。そういう中で、こういう新しい仕様に移行するのに当たって。例えば、町会に呼びかけて「皆さんこうやってやってくださいよ」、「元気な町会の人たち、やってくださいよ」というような形の呼びかけをしなければ、そしてそれも無料だと、町会あたりに、例えば呼びかける。さっき、エリア、エリアとかって言ってたけれども、やっぱり逆に町会、町連あたりの婦人部さんとか、福祉部さんとか、そういう人たちに呼びかけて、そういうふうな形でやっていったほうが私は早いんじゃないかと思うけれども、どうか。

○保健福祉部高齢福祉課長（佐藤 進二）

- ・ いろんなレベルの方が——専門職がいたり、今回、研修をやろうとしてる訪問Aの担い手の方々とか、あと地域のボランティアの方だとか、いろんな段階があると思う。地域のボランティア——ボランティアも必ずしも無償かといえ、有償でやってもいいとは思っているけれども、そういった方々への一応ボランティアを育てていく、ふやしていくっていう研修も、つい先日終わったけれども、そういったような取り組みだとか、この訪問の担い手を育てていく研修だとか、あと専門職は専門職としてあるけれども、なるべくこういった裾野を広げていくような取り組みは、私ども、していきたいとは思っている。町会の方々にアンケートを、去年とったところ、人材——自分たちも高齢化している、担い手もない、町会に加盟している方も少ないというものもあるけれども、言ってみれば人材不足というお話もあった。そういったことで、私たちがまずできるのは、そういったボランティアをふやしていったり、訪問Aの担い手をふやしていったりということでは考えている。当然、町連の協力も、これからも得ていかなければならないので、機会あるごとにはお願いをしていきたいと考えている。余りただ、町会の方々も「市が言うのもわかるけれども」と、「実際、現場では困ってるんだ」というお話も、それは十分、認識をしている。その辺に関しては、なるべく人をふやす——ボランティアだとか、そういった方々をふやす取り組みは継続していきたいと思っている。

○能登谷 公委員

- ・ だから、ボランティアだと言われる。だから、ボランティアと言われるんだよ。いわゆる、金が起きると言ったらおかしいけど、そういうマネジメントが発生しない、だからもうこういうのはボランティアなんだという感じで、誤解を受けてる部分も多々あると思う。だから、そういう意味では、やっぱり主に、町会だとか——今それこそ、そういう福祉団体だとか何とかって言ってたけれども、それだってやったって、無料にしたって来ないんだから。そしたら、裾野をもっともっと広げて、やっぱりそういう人たちにも言って、これはA型だったら、例えば多少なりともお金になると、同じ町会の中でも。そういうふうな形にして、言っていけば、やっぱりもっと裾野が広がるんじゃないか。私はそう思うよ。みんなやっぱりボランティアだというふうを考えちゃうと、思っちゃうとやっぱり、ボランティアで金になんないんだったら行かないと、うちだっておばあちゃんがいるし、父さんいる

し大変だっただけなんだから。やっぱりそういうふうな形の中で、少しでも裾野を広げていったほうがいいんじゃないかと思う。それ、要望しておく。以上。

○委員長（池亀 睦子）

- ・ ほかに、御発言あるか。

○金澤 浩幸委員

- ・ やりとりを聞いてて、ちょっと何点か確認したいのでお願いします。
- ・ 今現在、この居宅サービスで訪問介護と通所介護、これだけをやっている事業所って函館市内にあるのか。

○保健福祉部高齢福祉課長（佐藤 進二）

- ・ だけって言うと、要支援の方だけ……。〔この事業だけやってる〕と金澤委員）介護予防の、要支援1・2の方だけを対象にした事業所ということの認識でよろしいか。全ての事業所に関しては、ヘルパー事業所、あとデイサービス事業所に関しては、要介護の方々も、言ってみれば対象に——対象というか、サービスの提供もしているし、要支援の方々に対してもサービスを提供していると、こうなっている。

○金澤 浩幸委員

- ・ じゃあ、これだけやってる事業所さんというのはないということだね。わかった。
- ・ それで、これからなんだけれども、国のガイドラインによって人員運営基準を緩和ってということだけれども、仮にこの研修終了者、この方が3人くらいで、これに特化した事業をやりますって言ったときは可能か。というのは、聞いている趣旨は、そういう方たちくらいでやらないと、この事業で食っていけないんじゃないかと思ってる。これだけだと、おっしゃるとおりに、要介護の人たちのほうに、資格を持っている人たちはそっちに特化していただいと。で、在宅の、掃除洗濯の支援の人たちはこういう修了した方たちで、1時間幾らで——新たに雇う形になるよね。ただ、この金額だと、雇われた方も食べていけないだろうし、雇うほうもこれはペイしないと思うんだ。であれば、ある程度、この研修を修了した方たちだけで集まって、そうすると自分たちで時給2,000円の仕事になるわけだ、極端な話。それだったら食べていけるから、じゃあちょっと固まりでやろうかというところが出てこないとも限らないので、それは可能か。

○委員長（池亀 睦子）

- ・ 新しい総合事業のみの事業を興していく、そういうことが可能なかどうかということを知っている。

○保健福祉部高齢福祉課長（佐藤 進二）

- ・ 結論から申し上げますと可能だ。（後刻「この辺に関しては、今後、検討させていただければと思っている」に訂正）
- ・ 今、私たちが定めたいと考えてる基準だけれども、従事者に関しては必要数という、必要な分だけ職員がいれば、従事者がいればいいということ。あと、訪問事業責任者というような立場の方も、この一定の研修修了者がなれるということで考えている。よって、市の指定を受ければサービス提供は可能ということにして、訪問A型の指定基準というのか、その基準にはまれば指定になるというもの

なので、こういった緩和した基準で指定を受けるというような形にはなる。

○金澤 浩幸委員

- ・ わかった。こういうので、本当に今何もされてなくて、1時間2,000円になる仕事という考えも一方ではとれるのかなと思うから、そういう仕事にもなるし、あとはこういうボランティア系の仕事もしたいというような方たちが固まりになって1個できるような、もし話が来れば、そこは相談に乗ってあげて、協力していただきたいと思うので、確認したので終わる。

○委員長（池亀 睦子）

- ・ ほかに。

○工藤 篤委員

- ・ 2点ほど確認したいんだが、今まで委員の方がいろいろ質問されてる中で、講習を受ければ、研修を受ければいいっていうけれども、研修でその資格とかそういうのは、資格要件とかってあるのか。結果的にヘルパー3級とかって、さっきの話にあったけれども、これに対しての資格——講習だけいいっていうことなのか。

○保健福祉部高齢福祉課長（佐藤 進二）

- ・ 研修を修了していただくという方に関して、専門資格っていうのか、国家資格的なものでもないけれども、市が認定するというような形になる。

○工藤 篤委員

- ・ ということになると、認定書みたいな、修了書みたいなものをもらって、それがその人のだということだね。（「はい」と佐藤高齢福祉課長）
- ・ それと、もう一点、金澤委員と同じような質問になるかと思うが、これがビジネスとして成り立つためには、例えばAさんならAさんが、この仕事を何時間やって、どうやって、そうすると1週間これくらい、1カ月これくらいの賃金になるというようなモデルケースみたいなものは試算しているか。

○保健福祉部高齢福祉課長（佐藤 進二）

- ・ 試算はしていない。私の勝手な想像なんだが、恐らく最初はパート的な形で働くのかなということ考えている。この訪問Aを必要とする方がどれくらいいるかというのも、またちょっと見積もりが難しい面もある。実際、必要な方が毎日、一日中いるとも限らないので、なかなかちょっと難しいと考えている。

○工藤 篤委員

- ・ ただ、どうなんだろう、ビジネスとして考えるときに、1回2,220円ってあるけれども、これだけではちょっとぴんとこないと思うんだ。これを根拠にして生活するということになると、例えば1日3時間やってるとか、4時間やってるとか、その時間数にもよるけれども、一定のモデルケースみたいなものを試算すると、ビジネスとして成り立つかどうかということも、それぞれ考える対象になるんでないかというふうにも思っているので、検討してもらえればと思う。以上だ。

○委員長（池亀 睦子）

- ・ 今、ビジネスとしてということで。で、部局のほうから「できます」という答弁が返ってきたが、人にかかわる仕事なわけなので、民生常任委員長としては、今、安易に、そういう受講者が集まれば

できるという判断を、答弁を、今、本当にしていいのかという心配をするが、大丈夫か。今、そういう試算の心配だとか、さまざま御質問もあって、市としてそういう仕組みを許可するというような、何か決めごとをしたのかどうか。私として大変心配をするが、どうか。検討するという答弁ならいいが。皆さんどうか。（「そのことを想定してるのか」の声あり）はい、私としては大変安易な答弁はどうかと。もう少し熟慮されたほうが。

○保健福祉部高齢福祉課長（佐藤 進二）

- ・ ただいま、私、「できます」と言ってしまったが、あくまでも今段階で考えてる基準の案上では、一応できるということにはなるが、当然、管理者——管理者を置く。その管理者は、必ずしも資格要件はないけれども、その下にいろんな方、ここで言う従事者だとか、訪問事業責任者だとか、研修を受けた方がなれることにはなっている。ただ、言ってみれば実績がない中で、いいのかという判断もある。この辺に関しては、今後、検討させていただければと思っている。

○金澤 浩幸委員

- ・ 金澤委員、よろしいか。もう少し検討していくということで。

○金澤 浩幸委員

- ・ はい。

○委員長（池亀 睦子）

- ・ 今、案を示している段階なので。よろしくお願いします。

○委員長（池亀 睦子）

- ・ そのほかに、御発言ないか。（「なし」の声あり）
- ・ 部局におかれては、先ほど市戸委員から、事業所への説明の日程を——多分、各委員も一応知りたと思うので、その日程がわかったらぜひお知らせをいただきたいと思うが、よろしいか。（「はい」の声あり）
- ・ わかった。
- ・ それでは、発言を終結する。
- ・ 理事者におかれては、本日の質問の趣旨を踏まえ、今後の対応を進めていただきたいと思う。
- ・ ここで、理事者は退室願う。

（保健福祉部 退室）

○委員長（池亀 睦子）

- ・ 議題終結宣告

2 その他

○委員長（池亀 睦子）

- ・ 次に、2のその他だが、各委員から何か御発言あるか。（「なし」の声あり）
- ・ 散会宣告

午前11時51分散会